6　資産等の内訳
（借入金）
リホメイションプロジェクト㈲　65,913,808
藤野康一郎　57,750,000

日本の自然と環境を守る会
報告年月日　21. 5.14（21. 4.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本・フランス友好協会「改革の会」
報告年月日　21. 3. 4（21. 3. 4解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本未来政友会
報告年月日　21. 4. 2（21. 4. 1解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本予防審議会
報告年月日　21. 5. 8（21. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

鳩山邦夫後援会
国会議員関係政治団体の区分　法十九条の七第一項第二号
公職の候補者の氏名　鳩山　邦夫
公職の候補者に係る公職の種類　衆議院議員
報告年月日　21. 7.17（21. 6.10解散）
1　収入総額　2,524,671
　前年繰越額　2,523,218
　本年収入額　1,453
2　支出総額　2,524,671
3　本年収入の内訳
　その他の収入　1,453
　　一件十万円未満のもの　1,453
4　支出の内訳
　政治活動費　2,524,671
　　寄附・交付金　2,524,671

不正防止連絡協議会
報告年月日　21. 3. 9（21. 2.27解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

豊水会
報告年月日　21. 3.30（21. 3.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

松原まなみ後援会
報告年月日　21. 3.31（21. 2.28解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

皇国会心誠塾
報告年月日　21. 6.16（21. 6.16解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

「麦の友」の会
報告年月日　21. 3.30（21. 3.30解散）
1　収入総額　60,644
　前年繰越額　60,644
2　支出総額　60,644
3　支出の内訳
　政治活動費　60,644
　　寄附・交付金　60,644

明攻社
報告年月日　21. 2. 3（21. 1. 5解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

友愛政治連盟
報告年月日　21. 3.17（21. 3.10解散）
1　収入総額　27,113
　前年繰越額　27,113
2　支出総額　27,113
3　支出の内訳
　経常経費　27,113
　　備品・消耗品費　27,113

雄峰会
報告年月日　21. 7. 2（21. 6.15解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

横田弘之政経研究会
報告年月日　21. 8. 3（21. 7.27解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

緑政会
報告年月日　21. 5.27（21. 5.19解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

緑陽会
報告年月日　21. 3.12（21. 3.12解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

○厚生労働省
○経済産業省告示第二号
○環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三条第一項第六号の規定に基づき、新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準を次のとおり定め、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準

第１　高分子化合物とは、次の１及び２に該当するものとする。
１　１種類以上の単量体単位の連鎖により生成する分子の集合から構成され、３連鎖以上の分子の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ、同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満であること。
２　数平均分子量が1,000以上であること。

第２　新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとは、以下の１又は２に該当する化学物質をいうものとする。
１　次に掲げるすべての要件を満たす高分子化合物
⑴　物理化学的安定性試験において、次の安定性の基準に該当すること。
ア　試験液のいずれのpHにおいても、試験前後で２%を超える被験物質の重量の変化がないこと。
イ　試験液のいずれのpHにおいても、試験前後で５ppmを超える溶存有機炭素濃度（以下「ＤＯＣ」という。）の変化がないこと。
ウ　試験液のいずれのpHにおいても、試験前後でＩＲスペクトルの変化がないこと。
エ　試験液のいずれのpHにおいても、試験前後で被験物質の分子量の変化がないこと。
⑵　酸・アルカリに対する溶解性試験において、試験前後で２%を超える被験物質の重量の変化がないこと又は基本骨格部分が陽イオン性を示さないこと。
⑶　水及び有機溶媒に対する溶解性試験において、いずれの試験溶媒に対しても、試験前後で２%を超える被験物質の重量の変化がないこと。
⑷　化学構造中にナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウム以外の金属を含まないこと。
２　１⑴、⑵及び⑷並びに次の⑴から⑶までに掲げるすべての要件を満たす高分子化合物
⑴　１⑶に該当せず、分子量1,000未満の成分の含有が１%以下であり、かつ、生体内への高蓄積性を示唆する知見がないこと。
⑵　化学構造中にヒ素又はセレンを含まないこと。
⑶　次のア又はイに該当すること。
ア　数平均分子量が10,000以上であること。
イ　アに該当しないもののうち、高分子化合物を構成する単量体が既存化学物質等であり、かつ、化学構造中に炭素間二重結合、炭素間三重結合、炭素窒素間二重結合、炭素窒素間三重結合、アジリジル基、アミノ基、エポキシ基、スルホン酸基、ヒドラジノ基、フェノール性水酸基又はフルオロ基を含まないこと。